3　法第十九条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によってする。
4　第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。
（行政不服審査法施行令の規定の読替え）
第二十三条　法第十九条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十九条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十二条第一項に規定する意見書の副本（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。
（後見登記等に関する政令の一部改正）
第二十四条　後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条」を「第十八条」に改める。
第十五条を第十八条とし、第十四条の次に次の三条を加える。
（事件の送付）
第十五条　法第十五条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によってする。
（意見書の提出等）
第十六条　法第十五条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見書が提出されたものとみなす。
3　法第十五条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によってする。
4　第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。
（行政不服審査法施行令の規定の読替え）
第十七条　法第十五条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十五条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十六条第一項に規定する意見書の副本（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。
（法務省組織令の一部改正）
第二十五条　法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。
第五十六条第五号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。
（不動産登記令の一部改正）
第二十六条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二十四条」を「第二十七条」に改める。
第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とし、第二十二条の次に次の三条を加える。
（事件の送付）
第二十三条　法第百五十七条第二項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によってする。
（意見書の提出等）
第二十四条　法第百五十七条第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。
3　法第百五十七条第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によってする。
4　第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。
（行政不服審査法施行令の規定の読替え）
第二十五条　法第百五十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十七条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十四条第一項に規定する意見書の副本（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。
（船舶登記令の一部改正）
第二十七条　船舶登記令（平成十七年政令第十一号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項中「、第二十二条並びに第二十三条」を「並びに第二十二条から第二十六条まで」に、「及び第百五十一条第二項」を「、第百五十一条第二項及び第百五十七条第六項並びに同令第二十五条」に、「、不動産登記法」を「、同法」に改め、「の登記」と」の下に「、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法（」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第一項において準用する不動産登記法第百五十七条第二項」と」を、「準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第一項において準用する不動産登記令」と」を加え、同条第二項中「、第二十二条並びに第二十三条」を「並びに第二十二条から第二十六条まで」に改め、「（不動産登記法第百五十一条第二項」の下に「及び第百五十七条第六項並びに同令第二十五条」を加え、「、不動産登記法」を「、同法」に改め、「の登記」と」の下に「、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法（」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」と」を、「「船舶登記令」の下に「（平成十七年政令第十一号）」を、「準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」と」を加える。